

核兵器禁止条約に関する公開質問状

各位におかれましては、平素、国民の安心・安全、平和な暮らしの維持・向上にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、今年 1 月 22 日に国連の核兵器禁止条約が発効いたしました。これを機会に国会でも非人道的な核兵器に対する論議が今まで以上になされましたが、政府は、世界の核保有国と本条約賛成国との橋渡しの役割を果たすとして、本条約について、署名も批准もしていません。本条約では、「核兵器の開発、実験、製造、生産、獲得、保有、貯蔵・・・核兵器を使用するとの威嚇」を禁じ、さらに「核兵器の使用または実験で被災された人に対し、医療、リハビリテーションおよび心理的な支援の提供」をも定めています。日本政府は、本条約がうたう人道の諸原則を守るための役割を自ら担うべきではないかと考えます。まずは本条約発効後の締約国会議にはオブザーバーとして参加すべきではないでしょうか。

そこで貴殿のお考えをお聞きしたく公開質問書をしたためました。ご回答はまとめて、マスコミや関連諸団体にお知らせ致します。また、反核ネット京都ならびに参加団体のホームページ、さらには SNS でも発信する予定です。

申し遅れましたが、私たちは、核兵器廃絶を願う京都府内の団体・個人が 2005 年に情報交換や互いの運動を発展させるために立ち上げた「核兵器廃絶ネットワーク京都」（通称・反核ネット京都）と申します。今では反核・平和を願う京都府内の市民運動の中心的な役割を果たしていると自負しております。

質問は、①核兵器禁止条約そのものに対して、②日本政府としてとるべき態度について、③核兵器禁止条約締約国会議への参加について、貴殿のお考えをお尋ねしています。

7 月 12 日までに、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2021 年 6 月 21 日

核兵器廃絶ネットワーク京都

参加団体：核戦争防止・核兵器廃絶を訴える京都医師の会
京都原水爆被災者懇談会
京都「被爆二世・三世の会」
原水爆禁止京都協議会
京都宗教者平和協議会
日本科学者会議京都府支部
非核の政府を求める京都の会
アボリション 2000 京都
平和友の会

(事務局・返送先) 核戦争防止・核兵器廃絶を訴える京都医師の会
〒604-8162 京都市中京区七観音町 637 インターワンプレイス烏丸 6 階
京都府保険医協会気付 (担当：浜松 章)
TEL 075-212-8877 FAX : 075-212-0707 e-mail hamamatu@hokeni.jp
(公開 HP) URL http://hikaku-kyoto.la.coocan.jp/new_network.html